

在宅介護 さんぽみち 運営規程

(事業の目的)

第1条 合資会社さんぽみち が開設する 在宅介護 さんぽみち (以下「事業所」という。) が行う指定訪問介護及び指定第1号訪問事業 (以下「指定訪問介護等」という。) の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者 (以下「訪問介護員等」という。) が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 在宅介護 さんぽみち
- 二 所在地 相模原市中央区淵野辺 3-4-20 みゆきビル 3F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 2名 (常勤兼務)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。職員の配置は、法令で定める基準を満たす範囲で、適正に配置する。

訪問介護員	常 勤(人)	非常勤(人)
専 従	0 人	0 人
兼 務	3 人	10 人

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービス提供は、年中無休 午前6時から午後10時まで行う。

(訪問介護・第1号訪問事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護・指定第1号訪問事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護・指定第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護・指定第1号訪問事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証の割合に応じた額とする。

指定訪問介護

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助
- 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取
- 三 通院等乗降介助

2 指定第1号訪問事業

入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供する。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の実施地域を越えたところからおおむね 3km 未満 450円、3km 以上 900円。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相模原市中央区、南区の一部(大野台、古淵)、町田市の一部(常盤町、根岸町、矢部町)の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。重大事故については速やかに市町村へ事故報告を行う。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止措置)

第11条 当事業所は、利用者の権利を保護し、虐待を防止するため、以下の措置を講じる。

2 虐待防止責任者をサービス提供責任者（氏名：XXXXXXXXXX）とし、設置すること。

- 3 対策検討委員会の定期開催：虐待防止に関する対策を協議するため、定期的に委員会を開催する。
- 4 虐待防止指針の整備：虐待防止の方針および対応方法を明文化し、職員に周知する。
- 5 虐待防止に関する研修の実施：全職員に対し、年1回以上の虐待防止研修を実施する。
- 6 相談・通報体制の確立：虐待の疑いがある場合、迅速に相談・報告できる体制を整える。
- 7 再発防止策の策定：万が一、虐待事案が発生した場合、速やかに対応し、再発防止策を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定訪問介護事業所及び指定第1号訪問事業事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適切に取り扱う。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合資会社さんぼみちと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 災害等の緊急時には、業務継続計画（BCP）に基づき、サービス提供を継続できる体制を確保する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

平成27年4月1日、介護報酬改定により料金表改定

平成30年4月1日、介護報酬改定により運営規定及び、料金表改定

令和元年10月1日、報酬改定により運営規定及び、料金表改定

令和3年4月1日、報酬改定により運営規定及び、料金表改定

令和3年8月1日、サービス追加、通院等乗降介助に関する項目を追加

令和6年4月1日 報酬改定により運営規定及び、料金表改定

令和6年8月1日、虐待防止措置に関する項目を追加